

在日フィリピン人と加齢

—名古屋の高齢者グループを手がかりとして—

高畠 幸*

The Aging of Filipino Migrants in Japan:
Cases of the Filipino Elderly in Nagoya City**

TAKAHATA Sachi

Abstract

The paper tries to clarify the life issues of Filipino migrants, a group of newcomer foreigners in Japan with 187,241 registered population as of 2005, majority of whom belong to the age bracket of 35 – 39, more female than male, with high rate of intermarriage with locals, and entertainment industry as their first job experience in Japan.

Based on the interviews with the members of the Filipino seniors group in Nagoya, the author has drawn the following 6 findings: (1) interviewees recognized themselves “aged” when they reach the late 40’s or early 50’s; (2) all of them experienced working within the ethnic community like baby-sitting at Filipino households, cooking and cleaning at Philippine restaurants; (3) none of them has paid sufficient months in Japan to be eligible for the retirement pension, and some received *seikatsu hogo* (Japanese version of Supplemental Security Income); (4) in accordance with the Philippine culture, many expect that their children are responsible for supporting their life as parents; (5) the schedule to “retire” in the Philippines is postponed due to the sickness or reluctance of Japanese husbands usually older than Filipino wives; and (6) since the 1990’s, a number of Nikkei Filipinos of various age brackets came to Japan, who will face the reality of aging earlier.

1. 問題の所在と本稿の目的

名古屋に住むフィリピン人女性Aさんは、1998年、彼女が53歳のときに来日し、まもなく超過滞在となつた。名古屋市内でもフィリピン人が多く住む中区栄東地区にあるフィリピンレストランでの調理や、フィリピン人家庭の子守りをするなどして暮らし、家族に送

* 広島国際学院大学専任講師。

** This article serves as a report of the research that the author conducted in September 2007 as a visiting researcher of GSID.

金を続けて來た。その後、日本人夫とめぐりあい結婚し、在留資格を取得するが、病気を抱えた夫を看病しつつ、アルバイトをして家計を支えている。頼るものは日本人夫しかないという状況で、現在62歳の彼女は今後、どのように日本で生きていけるのだろうか？これが本論の素朴な出発点である。

本稿は、名古屋で2000年に設立されたフィリピン人高齢者グループLのメンバーへの聞き取りをもとに、新来外国人の加齢／高齢化の実態を把握し、そこに現れる生活課題

群を索出することを目的としている¹⁾.

1980 年代後半以降、日本ではアジアや南米からの外国人労働者の流入が増えたことは周知のとおりである。本稿で観察対象としている在日フィリピン人の場合、6 ヶ月の契約労働者として興行ビザで入国する若年女性が夜の歓楽街でエンター・ティナーとして就労し、そこで知り合った日本人男性と結婚して定住するというパターンが典型的である（高畠、2003, バレスカス、2004 など）。近年、日比の国際結婚件数は約 7 千件であったが、2005 年 3 月からの法務省令改正により興行ビザでの入国が難しくなり、その反動から 2005 年には日比結婚数が初めて年間 1 万件を超えて 1 万 429 件となった（厚生労働省 2007:495）。このように形と量を変えつつも、フィリピンから日本への若年女性の流入は続いている。

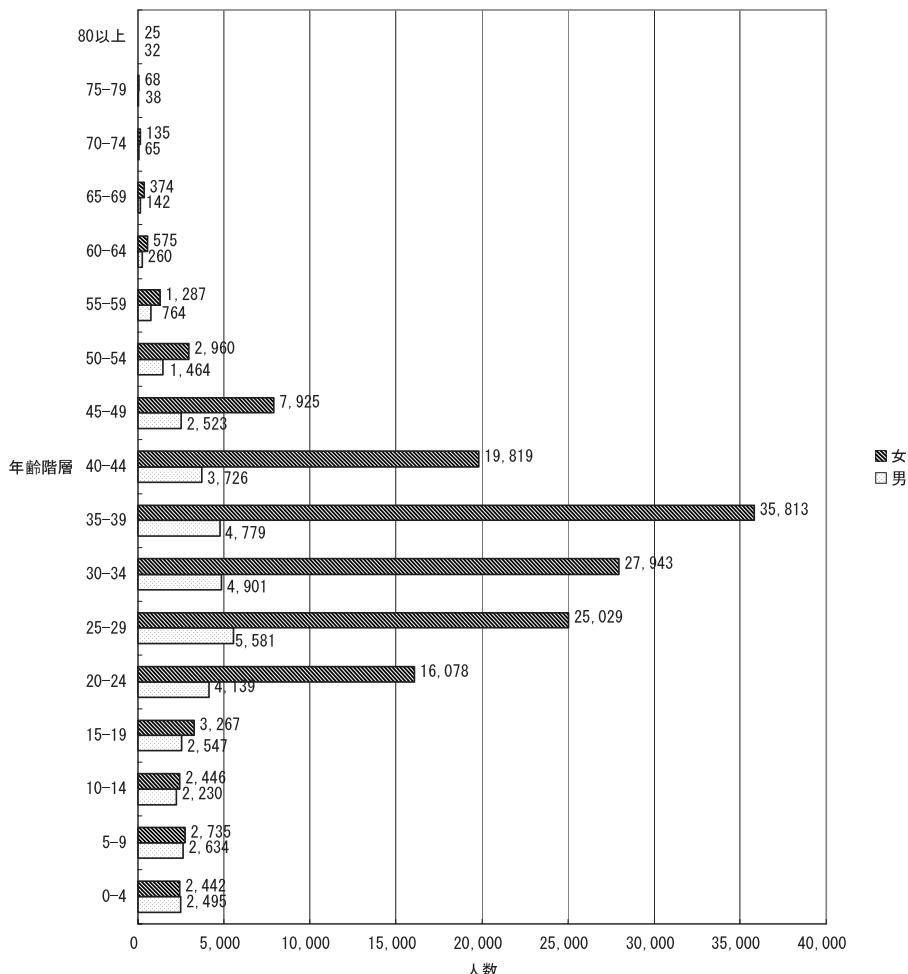
一方、すでに日本で結婚し定住したフィリピン人の加齢が進んでいる。在日フィリピン人は 2005 年現在、18 万 7241 人にのぼるが、その人口ピラミッドをみると、20～30 代の女性が突出して多いことがわかる。最も人数が多い年齢階層は 35～39 歳である。そのひとつ上の世代である 40 代以上の累積は男性 9014 人・女性 33168 人、また 60 代以上に限ってみれば男性 537 人・女性 1177 人となる【図 1】。現在、40 代の人びとがいわゆる「老後」をむかえるのもほんの 20 年後のことだ。そのとき、日本各地でフィリピン人の「おばあさん」が出現するだろう。

また、フィリピン人社会学者バレスカスも、1970 年代以降のフィリピンから日本への人の流れを振り返り、今後の課題として在日フィリピン人の高齢化を挙げている。「両国は遅かれ早かれ、日本へのフィリピン人の移住および定住が引き起こす経済的側面だけ

ではなく、その社会的帰結に直面するだろう。今後、日本でフィリピン人高齢者が増加することを両国は認識する必要があろう。今後は、①以前は若者だったフィリピン人移民が日本人の配偶者として日本で歳を重ねる、②日本に移住した子に呼び寄せられフィリピンから親がやってくる、③フィリピン日系人が定住者として来日する、という 3 つのいずれかの形で高齢者が目立つようになるだろう。」（バレスカス、2004：614–615）

こうした新来外国人の加齢／高齢化に伴い現れる生活課題群を索出し、日本で彼らが必要とするもの（経済的・文化的・人的資源）は何かを明らかにするのが本稿の試みである。新来外国人の定住が進むにつれ、彼らの加齢／高齢化への対応が今後の日本社会にとって大きな課題となるであろう。このように私が考える理由は、労働者として来日した新来外国人には、在留資格上、日本で長期滞在が可能となる人びとが多く含まれているからである。例えば、南米出身の日系人や、日本人と結婚して滞在したフィリピン人。在留資格上はいつまでも日本に滞在する自由を与える反面、彼らの「定住」に伴う教育等の課題、ましてや「老後」の生活課題等への対応は、まだまだその制度的整備が途上である。それはおそらく、漠然と、新来外国人は「出稼ぎ」だから、十分に稼げたら帰国するだろうと想定されていたからではないか。しかし、在留資格を与えていたからには、帰るも帰らないも彼らの自由だ。その結果、安易に滞在期間が延びてしまえば、老後の生活へ蓄えることが困難かつ日本での経済的基盤が弱い新来外国人が、経済的困難層として滞留してしまうと考えられる。これは、日本の社会保障や社会教育等にかかわる今日的課題ではないだろ

図1 在日フィリピン人の人口ピラミッド(2005年)



(出所)「平成18年版在留外国人統計」より筆者作成。

うか。

以下では、第2章で社会保障の制度的背景を説明した後に、エスニシティと高齢化に関する先行研究の検討を行ない、第3章では名古屋での在日フィリピン人高齢者の聞き取りをもとに、彼らの生活課題群を明らかにし、第4章の結論部分では、新来外国人の高齢化という課題に、研究者および行政担当者など実践にたずさわる者が取り組むべき課題を明

らかにしたい。

2. 先行研究

2.1 社会保障制度と在日外国人

ニューカマーで定住した人びとの社会保障・福祉制度については、大川昭博（2001）の研究がある。大川によると、定住外国人の生活困窮の現実に対して、わが国の法制度が、

現行の枠組みのなかでも十分に対応できるだけの構造を維持しているにもかかわらず、実際の運用の場面ではさまざまな力学が働くことによって、その供給がきわめて不安定となり、結果として生存権保障が達成されない外国籍市民が多く発生しているという（大川、2001：71–72）。また、日本国内の長期にわたる不況により、移住労働者のなかに帰国する層が存在する一方、生活困窮層を中心とし、在留を余儀なくされる層も目立つようになってきていると大川は指摘する（大川、2001：81）。ある程度、稼いだら、帰国できる層は帰国する。帰国するに至らない困窮層、すなわち「まだ稼がなければならない」層こそが、日本への滞在を長期化させるのである。では、その困窮を支えるべき制度にはどのようなものがあるのかを見て行こう。

2.1.1 国民健康保険

一般に、国際人権規約（1979年）や難民条約（1982年）への批准・加入とともに、日本に居住する外国人への社会保障が拡大したと言われている。社会権規約第9条には、「この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についての、すべての者の権利を認めること」とあることから、現在では、合法的に滞在する外国人に対して、原則として日本人と同様の社会保障制度が適用されている（鈴木、2005：92–93）。

国民健康保険は、1938年「国民健康保険法」により始まった制度である。当初は市町村の任意設立で、強制加入ではないが外国人の任意加入は可能であった。しかし、1958年の新国民健康保険法制定で国籍条項設定され、その後、1986年に国籍条項撤廃されて現在に至る（大川、2001：74–75）。

一方、日本は皆保険制度をとっているため、

日本で生活する外国人は原則として日本人同様、就業状況により健康保険か国民健康保険に加入することになっているが、保険に加入していない外国人が少なからずいることが報告されている。例えば、総務庁（当時）行政監察局の調査（1997）によれば、17%の外国人が民間保険も含めたいずれの医療保険にも加入していないという。加入しない原因は、①制度そのものを知らない、②保険料が高いから加入したくない、③厚生年金や、年齢によっては介護保険にもセットで加入しなくてはならず、金銭的負担が大きい、④病院へ行かないから加入する必要がない、といった当事者側の認識の問題と、雇用主が事業者側の負担を嫌って加入させないといった問題がある。

また、一定規模以上の事業所に雇われていない外国人は国民健康保険への加入となるが、その加入用件は1年以上の在留資格を得ていることである。そのため、1年以下の在留資格の者や超過滞在者などは無保険の状態におかれてしまう（鈴木、2005：93–94）。

2.1.2 国民年金

国民年金は、1959年「国民年金法」により始まった制度である。これには、在日コリアンの問題と、新来外国人向けの問題とが別個にある。在日コリアンについては、制度的な不備による無年金の問題である。当初は国籍条項があり（厚生年金保険法と船員保険法は1945年から国籍条項なし）、1982年の難民条約批准で国民年金法改正、国籍条項が撤廃された。しかし当時の在日外国人に経過措置がなかった。そのため、1982年当時で35歳以上の者は25年間の加入による老齢年金受給資格が得られないで未加入のままとなった。そのため、無年金の在日コリアンが発生し、

2003年に集団訴訟が行なわれている（在間, 2007:60）。それを補う措置として、自治体により無年金の在日外国人高齢者に「老齢福祉金」が支給されている²⁾。

もうひとつが、新来外国人向けの年金不加入である。この背景にあるのは、年金の「払い損」である。1994年、年金保険料の掛け捨てや二重払いの問題に対応するため、脱退一時金制度が導入された。老齢年金を受給しないままに日本から出国する外国人に対して、一時金が支払われるというものである。しかし、払った保険料に対して還付額が低く、還付対象期間が最長3年と制限されている（鈴木, 2005:94）。そのため、「いつまで日本にいるかわからない」かつ「日々の生活と仕送りとで苦しい」という定住外国人にとっては、年金加入のプライオリティは低くなるだろう。

2.1.3 生活保護

生活保護は、1929年「生活保護法」により始まった。現行の生活保護法には国籍条項があるが、1954年に出された厚生省（当時）社会局通知によって、外国人にも「準用」されることになった。これは行政措置として外国人にも生活保護適用を認めるもので、受給は権利ではない。とはいっても、在留資格を持って定住する外国人にとって、生活手段を確保するセーフティネットとなっているのは確かである。（大川, 2001:78, 鈴木, 2005:99）。

以上をまとめると、「日本で定住・永住資格がある外国人ならば、国民健康保険に加入して保険料を納めれば健康保険が使え、また国民年金にも加入して25年間掛け金を払えば老齢年金がもらえ、困窮すれば生活保護を受けられる」状態だと言えよう。

2.2 各国の年金制度

【表1】は、日本、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、フィリピンの年金制度を比較したものである。日本だけが最低加入年齢が25年と長い。おそらく、これは30代以降になって日本へ定住する外国人が多くいると想定しなかった時代に作ったものだろう。ドイツは5年、韓国・アメリカ・フィリピンは10年と、日本の半分以下の加入年数で老齢年金が受給できることになっている。

それでは、出身国でかけた年金を来日後も合算して引き継ぎかけるというアイディアはどうだろうか。2007年3月現在、日本と社会保障協定を結び年金の加入期間通算措置をしている国は、ドイツ、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリアの6カ国である。経済的利得を目的に日本へ出稼ぎに来る外国人の出身国とは、およそかけはなれている。もちろん、フィリピンと日本にはこの協定がないので、フィリピンで年金に加入了後、日本へ来て働いたとしても加入期間の通算ができない。

また、後述するが、インフォーマルセクター層が厚いフィリピンでは、来日前に事業所で正規雇用されて年金をかけていた人も多くはないと思われる。聞き取りでも、「フィリピンにいるときも、年金に頼っての生活をイメージしたことがない」という意見があった。

2.3 エスニシティと加齢／高齢化

2005年末現在、各国籍の高齢者（65歳以上）のうち、韓国・朝鮮籍が81.5%，中国が9.0%，米国が2.8%，ブラジルが2.2%をしめる（河本, 2007:79）。ベトナムは1.3%，フィ

表 1 各国の年金制度

	年金制度への加入対象者			老齢年金の受給要件	
	被用者	自営業者	無業者	受給開始年齢	最低加入期間
日本	加入義務有	加入義務有	加入義務有 (20歳~)	65歳(国民年金), 60歳(厚生年金)	25年
ドイツ	加入義務有	職種により 加入義務有	加入義務なし	65歳	5年
イギリス	所得により 加入義務有	所得により 加入義務有	加入義務なし	男性65歳, 女性 60歳	男性11年, 女 性9.75年
韓国	加入義務有	加入義務有	加入義務あり (27歳~)	60歳	10年
アメリカ	加入義務有	所得により 加入義務有	加入義務なし	65歳	10年
ベルギー	加入義務有	加入義務有	加入義務なし	男性65歳, 女性 64歳	なし
フランス	加入義務有	職種により 加入義務有	加入義務なし	60歳	なし
フィリピン	加入義務有	職種により 加入義務有	加入義務なし	60歳	10年

(出所) 日本～フランスについては、社会保険庁ウェブサイト (www.sia.go.jp/seido/kyotei/)

フィリピンについては、フィリピン社会保険庁ウェブサイト (<http://www.sss.gov.ph/>)

いずれも 2007 年 9 月 11 日アクセス。

リピンは 0.8% と、いまだ少ない。日本で高齢の外国人といえば、圧倒的に在日コリアンなのである。人口の年齢階層別構成の面では、日本人と韓国・朝鮮人はよく似ており、どちらも高齢化の時代に直面している。その次を、帰国者を含む中国人が追いかけている。以下に、それぞれのエスニシティ内の高齢化問題についてみていく。なお、2005 年末現在の登録者数は、韓国・朝鮮人が 59 万 8687 人、中国人が 51 万 9561 人、ベトナム人が 2 万 8932 人である。

2.3.1 韓国・朝鮮人

庄谷怜子・中山徹『高齢在日韓国・朝鮮人』は、初老期にさしかかった「在日」一世が働きなくなり単身化したとき、日本の社会保障

が、予防的にも事後救済的にも「在日」の生活を十分支えるものとなっているかを検証するもの（庄谷・中山、1997：9）として研究が行なわれた。その結果、大都市に住む「在日」社会は日本人と同様に高齢化、核家族化し、低所得の高齢単身世帯は、働ける限り働いても 6 割以上が無年金で、生活保護に頼るしかない、という。「在日」高齢者は二重三重の意味で大阪の住民であり、生活保護においては「準用」という行政措置ではなく日本人と同様に権利として保障すべきである（庄谷・中山、1997：325）と結ばれている。

庄谷・中山の上記の調査によると、対象となった 123 ケースのうち生活保護を受けているのは 14 ケース（12.3%）で、いずれも 70

歳以上の、国民年金加入不可能年齢（1982年に外国人が国民年金に加入できるようになつても老齢年金受給のための加入年数に足りない人びと）であった。彼らの状況は「事業の失敗、借金、高齢、病気ですべてを失い、戦前からの『雑業』的就労の連續のまま、日雇い的労働を継続し、従業上の地位も低いまま、配偶者にも恵まれず女手で働きつづけて高齢になった人たちで、生活上の抵抗力が弱い。その過程で提供されうる社会的経済的な援助、事業の助成策が少なく、生活を支える社会保障施策が届かず、ほぼ70歳で保護を受けるまでに、自立能力・社会資源を使い果たしているので、貯えがなく自立困難で受給期間が長期化する」（1997：276）。後述するが、在日フィリピン人高齢者にも、類似するバックグラウンドの人が少なくない。

以下に、私がかつて大阪で聞き取りを行なった大阪の在日コリアン2世（1925年生まれ）のY3さんの事例を紹介しよう。彼女は生活保護受給者ではないが、まだ「働ける限り働いて」いる世代の生活実態として見てほしい。Y3さんは小学校卒、縫製工場などで就労し、中年以降はゴルフのキャディーなど肉体労働をした。1969年（44歳の時）から調査当時（1997年）まで病院の付添婦^③として老人病院で夜勤に従事していた。仕事は48時間勤務、48時間休憩の繰り返しで、月収30万円弱で、家族は皆、日本にいるのだが、同じ市内に住む子ども世帯と別居をしていた（高畠、2002：219–220）。

彼女にとっては、いつの時代も仕事をするのが当たり前だ。その様子は、「もう本当に、孫ひとり自分で抱いて大きくした子がないもの。年がら年中仕事で、ほとんど家に帰ってけえへんしな。…やっぱり、今、一生懸命働

いたかて、そら老後、まだ10年生きるか5年生きるか20年生きるかわからへんのに。（中略）あの子ら（自分の子どものこと）も歳いくやろ、自分の子おいっぱい抱えてるやろ。子おのことせなアカン。自分のことせなアカン。親まで面倒見られへんやん。そういうことをほしいと思うけど、それも無理な話と違う？」といった語り（高畠、2002：221）にも見られる。制度的な不備から無年金となる世代のY3さんは、自分だけを頼りに働き続けていたのである。

2.3.2 中国帰国者

中国帰国者は、自由移民として日本に居住する人びととはまた別枠で考える必要があるだろう。ごく最近、高齢の中国帰国者向けに給付金制度が発足した。中国残留日本人孤児に対する与党プロジェクトチームの支援策が決定し、2008年1月から実施予定である。支援策は、国民年金（老齢基礎年金）の満額6万6千円に加え、生活保護に代わる最大8万円の給付金が柱になる。…孤児の生活費は単独世帯で月に8万円前後から最大14万6千円になる（『中国新聞』2007年7月24日）。

宮田（2000）によると、一方、二世三世には、日本での定住初期から高等職業技術専門学校で職業教育が与えられてきたが、その多くが溶接や板金といった、技能・製造・労務作業等の仕事である。それは、彼らが日本で「とにかく生活を成り立たせ、親を助けること」を第一の目的とされたからだ。しかし、中国で専門職についていた人の場合、日本における職業選択の幅の狭さに劣等感や無力感を抱くという。さらに幅広い職業教育の機会が与えられるべきだと宮田（2000：196）は書いているが、そのとおりである。

2.3.3 ベトナム人

日本政府は1978年にベトナム難民の日本定住を許可した。NGO ベトナム in Kobe が2003年度から半年のプログラムでベトナム人高齢者巡回健康相談等をしている。ベトナムでは年老いた親の世話をするのは子どもの義務だとの考えが根強く、年寄りに独り暮らしをさせることは稀だが、日本では親の面倒をみる基盤や余裕がない。それは、多くの難民は仕事が不安定だったり、収入が低かったりで、自分たちの生活をするのが精一杯だからだ。そこで親の生活費は生活保護でまかないつつ、世話しやすいように近くに家を住まわせることが多い(ハ, 2005: 105)。

上記の高齢者巡回健康相談をしているハによれば、神戸には約1100人のベトナム人が住んでおり、55歳以上も60人くらいいるという。「日本の医療はとても進んでいる」「生活保護のシステムに大変感謝している」という声がある一方、日本語が話せないために病院へ1人で行けない、子どもたちに気兼ねして、調子が悪くても（病院に連れていくってくれと）話せずに病気の発見が遅れてしまう。また、介護保険や介護施設、デイサービス等の制度を知らない、利用したことがない人がほとんどだという（ハ, 2005: 106-107）。経済的な問題と同時に、日本の社会制度そのもののへの距離が感じられる。

2.4 先行研究のまとめ

以上、3つのエスニシティの高齢者問題を概観したが、在日外国人の経済的基盤の脆弱さが共通して見られ、加齢／高齢化とともにそれがいっそう重くのしかかる。いずれのエスニシティでも生活保護が重要な生存手段となっていることがわかる。また、管見ではあ

るが、在日フィリピン人の高齢化に関する先行研究は見当たらなかつたし、ニューカマーの加齢／高齢化というテーマでの先行研究の蓄積はまだまだ少ない。

庄谷・中山が対象としたのは日本に永住する在日コリアンだったが、40歳代の「在日」のなかでも年金保険料を納付しておらず、将来的に無年金となる者が多く存在するという。「定住外国人と無年金問題は、実は今後も長期的に継続していく問題である」と彼らは指摘している（庄谷・中山, 1997: 301）。その理由は、大川（2001）が言うように、定住・永住化と困窮が同時進行するという現象があるからではなかろうか。日本でのライフチャンスが十分に与えられた人びとならば、「十分に働けば生活は楽になる」のが、それに制限がある定住外国人の場合は、加齢／高齢化とともに、体力という資源が枯渇して短期間のうちに困窮へむかう。

上記の先行研究では、ニューカマーのなかでもベトナム人と中国人高齢者の生活実態について詳しい記述があったのだが、彼らは家族単位で日本に居住できる在留資格を持っている点でフィリピン人とは異なっている。単身の女性として日本で定住することが多いフィリピン人の場合は、彼らとはまた違った問題の様相があるのではなかろうか。次に、名古屋におけるフィリピン人高齢者グループLのメンバーへの聞き取りをもとに、彼らの生活課題を明らかにしたい。

3. フィリピン人高齢者への聞き取りから

3.1 フィリピン人高齢者グループL

フィリピン人高齢者グループLは、2000年

4月に発足した。現在の代表は名古屋市在住で61歳のRさんである。会員は約20人で、名古屋の主要なフィリピンコミュニティの一つであるフィリピン人移住者センター(Filipino Migrants Center: FMC)を構成する4団体のひとつとしてLは存在している。当初は、Rさんがおしゃべり相手を求めてFMCに出入りしていたのだが、子育て世代が多いフィリピンコミュニティのなかで、年長者のRさんは若い母親たちに慕われた。そして、FMC代表者がRさんら「高齢者」に呼びかけて組織化したのがLである。普段の活動は、相互扶助と文化活動が中心だ。超過滞在の会員が摘発を受けたときの、入管への差し入れや帰国準備(チケット手配、アパートに残された所持品を船便で送る等)、会員やその家族が病気・入院の時には見舞い合う、フィリピンコミュニティのイベントで踊り(パンプーダンスやフラダンス)や歌を披露するなどである。私が知る限り、これは日本唯一のフィリピン人高齢者の組織である。

なお、名古屋市内には大きなフィリピンコミュニティが2つあるが、ゆるやかに社会階層で分かれている。FMCに集まるのは中区の繁華街・栄東地区周辺で就労・居住し、夜間労働と都市雑業に従事する不安定層のようだ。以下に紹介する事例5人も日本国内、また名古屋のフィリピン人社会全体で見ると不安定層に属するだろう。おそらく一番の安定層は日本で興行労働(エンターテイナー)の経験がなく経済的に安定した日本人夫と結婚し、結婚後も夫の社会保険と厚生年金の被保険者となり専業主婦をする人びとだ。雑駁な言い方になるが、彼女らは夫が大企業で安定した仕事をしている限り、自分の老後や生活苦を心配する必要がない。さらには、こうし

た女性たちは概してフィリピンでもミドルクラス以上の出身であることが多い。フィリピン人のみの独立世帯で経済的に安定した生活をする人もいるがごく少数である。逆に一番困難なのは、現在、超過滞在中の母子家庭、あるいは不安定層の日本人夫と結婚し(あるいはその後、離婚)ビザはあるもののフィリピン人妻のほうが働き手となっているケースだろう。

3.2 フィリピン人高齢者の生活

以下にフィリピン人高齢者グループLに所属する中高年の人びと(43歳~64歳)5人の聞き取りにもとづき、彼女らの日本での生活とそれを支えたものを明らかにしたい。なお、聞き取りは2007年9月に行なったもので、特に断りがない限りは年齢や生活状況は当時のものである。

3.2.1 事例1:Aさん(61歳女性)【超過滞在からビザ取得、エスニック市場の労働中心】

日本での家族は日本人夫(72歳、病気療養中)。パンパンガ州出身、来日前はフィリピンで各種営業職(化粧品等の個人代理店)をしていた。そのためか、Aさんは誰とでもすぐに打ち解けて話ができる、人なっこい女性である。1998年(53歳の時)に来日した。サイパンで合法的に出稼ぎをした後に日本へ来て観光ビザで超過滞在をしていた前夫(フィリピン人)が労働災害で同年に死亡し、そのときに事後処理のためAさんも観光ビザで来日したのだが、その後、彼女自身が稼ぎ手にならなければと、日本で超過滞在をして働いた。

2005年に現在の夫(日本人)と再婚してビザをとり、日本での在留が安定した。そして、

来日後初めて、7年ぶりにフィリピンに帰省した。1週間ほど滞在し、その後、一度も帰省していないという。在留資格は日本人の配偶者である。

現在の仕事は、家事労働のみだ。1日おきに、アメリカ人宅（2時間）、日本人宅（1時間）で働いている。元自営業の夫も自分も無年金で、健康保険には加入している。夫が2005年に癌で入院したときは生活保護を受けていたが、夫が通院や買い物用に車を持ちたがったために、車の購入と引き換えに生活保護を打ち切られた。そのため、現在はAさんの収入で家計がまかなわれている。現在は公営住宅に住んでいる。普段の生活は仕事と夫の世話、Lの活動が中心である。

将来展望としては、日本人夫が生きているうちは日本で添い遂げたい。夫には誰か一緒にいる人が必要だし、フィリピンの子どもたちは独立しているので、今は自分が必要してくれる夫のもとにいたいと考えている。しかし、このままでは体力的にきついので、フィリピンに残してきた子どもたちを日本へ呼び寄せ、働いて生活費を援助してほしいというのがAさんの願いだ。「そのことを、子どもたちも希望している」とAさんは言い、かつて彼女の長女が日本への親族訪問ビザを申請したところ却下されたという話を涙ながらに話してくれた⁴⁾。

3.2.2 事例 2:B さん（64歳女性）【超過滞在からビザ取得、エスニック市場の労働中心】

Bさんの日本での家族は日本人夫（75歳、要介護）のみである。タルラック州出身で、来日前は家事労働等をしていた。1994年（51歳の時）に来日。栄で夜間に働くフィリピン人家族の子守りをするため呼び寄せられ、そ

の後、超過滞在をしながら栄のフィリピンコミュニティを仕事場としてきた。例えば、フィリピン人家庭の子守り、レストランの皿洗い、フィリピン人を顧客とした縫製の内職等である。2001年に日本人男性と結婚しビザをとって、在留が安定した。現在は無職で、夫も自分も無年金である。在留資格は日本人の配偶者だ。

2002年に夫が心筋梗塞にかかり入院してから、生活保護を受給している。現在は公営住宅に住み、生活保護に付随する介護保険で日本人ヘルパーが週5日派遣されてくる。Bさんは、「生活保護を受給できてうれしい。生活が楽になった。日本人ヘルパーが来ることで最初は恐縮してしまったが、以前は自分がヘルパー（家事労働者）だったのが今では自分がヘルパー（日本でいう介護のホームヘルパー）を持つことができてうれしい」と話していた。

Bさんは日本で年金をかけたことがなく、フィリピンでも日本でも正社員として雇用されて働いた経験がない。正規雇用で年金や保険をかける生活そのものを知らない生活環境である。「以前は自分が家事労働者だったのに」という語りに象徴されるように、日本の介護保険を利用する立場になって初めて、制度を利用したり、家族以外の誰かの助けを得ることを体験した。

3.2.3 事例 3:C さん（43歳女性）【日系人、エスニック市場の労働中心】

Cさんはボホール島出身で、日本での家族は、再婚したフィリピン人夫と、前夫との間の長男（21歳）、現夫との間の三男（3歳）である。フィリピンに次男（16歳）を残してきている。フィリピンではハイスクールを卒業して、家業の雑貨屋を手伝っていたが、

1995年（31歳の時）に日系2世として来日した。在留資格は永住者。年齢は40代だが、16歳くらいから働き続けて長男がもう20歳をすぎたので気分的には「年老いた」と考えている。

日本では、Cさんは栄のフィリピンパブで午前2時から6時に調理の仕事をしている。以前は、マンションの掃除をしていた。夫は建設労働をして家計を支えている。長男は工場勤務だが、将来的には英語教師などへステップアップしたいと考えている。一家には3人の働き手があり、3人の収入をあわせて生活し、フィリピンにいる次男へ仕送りしている。しばらくは日本にいて、歳をとって働くなくなったらフィリピンへ帰るつもりだという。日本でもフィリピンでも正社員として働いた経験がないので、年金をもらって悠々自適に暮らすというイメージがわからない。現在、国民健康保険はあるが年金はかけていない。

3.2.4 事例4:Dさん（57歳）【日系人、エスニック市場の労働中心】

Dさんは、マニラ出身の日系3世である。祖父は戦前にマニラで事業をしていた日本人で、Dさんの父親（日系2世）も通訳等をして比較的裕福だったため、フィリピンでは実家の食堂経営をDさんがしていた。日本での同居家族は長男（30歳）のみだが、滋賀県に長女（34歳）が住んでいる。フィリピンには病気療養中のフィリピン人夫、次女、三女、四女を残している。日系人としての身元が容易に明らかになったため、2005年に長女（日系4世）が来日して滋賀県で工場労働を始め、2006年にDさんと長男も来日して名古屋で工場労働をしている。在留資格は定住者である。

来日後、Dさんは栄にあるフィリピンパブの雑用（調理、皿洗い、掃除など）をし、長男は栄の池田公園付近でフィリピンパブへの「呼び込み」に従事している。Dさんと長男の収入をあわせて日本で生活し、フィリピンへ送金している。

現在、彼女は日本では年金を払っておらず、国民健康保険のみ、2人で毎月1万2千円をかけている。これからいつまで日本にいるかはわからない。Dさんは、在留資格があるので、今後も日本に住んで、フィリピンに住む子どもたちが大学を出たら日本に呼び寄せて暮らす予定だ。Dさんと長男の収入をあわせて、日本では「なんとか生活していく」状態だという。

3.2.5 事例5:Eさん（51歳）【元日本人の配偶者、ヘルパー2級資格取得】

Eさんは、日系フィリピン人2世の幼なじみと結婚したことがきっかけで、1980年（24歳の時）に来日した。在日フィリピン人のなかでは定住が早いほうである。その夫とは離婚しており、現在の日本での同居家族は、再婚したフィリピン人夫、そして前夫との間の長男（22歳、大学3年生）である。前夫との間の長女（25歳）は日本で結婚して独立し、子どもがいる。フィリピンでは看護師として働いた経験がある。来日以来、沖縄にいたこともあるが、名古屋での暮らしが一番長い。日本で永住権を持つ。

名古屋に来てからは、スナックで働いたり、弁当屋のパート等をしていた。2005年9月にホームヘルパー2級講座を受講し、4ヶ月の研修の後に資格を取得することができた。このときは、在日フィリピン人向けのヘルパー講座に約10万円を投じて、資格取得をしている。その後、自宅近くの病院で老人介護の

仕事を半年した。もともとフィリピンで看護師をしていた経験があることから、日本でまた医療分野に戻れてうれしかったのだが、やってみると、看護婦の仕事と介護の仕事はかなり違うことがわかった。半年後に正社員になるかどうか決めなければならず、結局、介護職を辞めた。

その後、2006年から友人の紹介で民間の文化センターで雑用係として働いている。そこでは週5回、掃除などの雑用をこなすが、資格を取得してついた介護職を辞めてまで雑用係を選んだ理由は、勤め先の文化センターで行なわれている英語教室で指導助手を週3回つとめていることだ。Eさんにとっては、ここが来日以来、初めて経験する「日本人経営の会社組織」の就労先であった。出入りする人たちが礼儀正しく、また最近、生まれて初めてボーナスをもらったのでうれしかったという。週3回だけでも英語の指導助手をして「先生」と呼ばれるのがうれしい。今の自分をとても誇りに感じると彼女は言う。また、夜は栄のフィリピンパブで調理の仕事もかけもちしている。同居しているフィリピン人夫も働いているため、彼女の収入は補助的なものなので、自分の就労では収入の多寡よりも「誇り」が重要視されているようだ。

現在は夫が個人自営業者扱いなので、国民健康保険をかけているが、年金は滞納中である。最近になってやっと貯金できるようになったので、滞納していた分の年金を少しずつ払おうかと考えているところ。息子が大学を卒業すれば少しは生活が楽になると期待している。

3.3 知見のまとめ

聞き取り対象となった人びとが、比較的、

困難層に偏っているという限定がありつつも、名古屋におけるフィリピン人高齢者の聞き取りから、以下の6点を知見として提示したい。

3.3.1 「老い」の感覚の違い

広く「高齢者」の定義として使われているのは年齢65歳以上というものだが、以上に紹介したフィリピン老人会メンバーの一人として65歳を超えていない。彼女らは「主観的に」歳をとったと感じており、高齢者グループLに加わっている。これは、フィリピンの平均余命が67歳と日本よりも若いこと、またフィリピンは人口の5割弱が20代という、日本とは好対照の若年人口比率の高い国の出身だということが背景にあるのかもしれない。また、フィリピンで低学歴のため働き始める年齢も若く（例えばCさんは16歳から家業手伝いをしている）、若いうちに結婚し出産しているので、長子が成人し働き手となった時点ですでに本人は「老い」の気分に入って行くのだろうか。

3.3.2 都市雑業への従事とエスニックコミュニティの重要性

5つの事例に共通するのは「雑用」の仕事をしている／いたことだ。Aさんは日本人とアメリカ人家庭での家事労働をし、B・C・D・Eさんはいずれも名古屋市中区にある繁華街・栄東地区のフィリピンパブあるいはフィリピン食堂での調理や皿洗いといったエスニック市場内での労働に従事した経験がある。日本語がそれほど話せない中高年のフィリピン人が日本で働き手となるには、名古屋市では、中区栄東地区というフィリピン人の集住地とそのエスニック市場（フィリピン商店、食堂、各種サービス業）が就労先として重要だ。エスニック施設として表に出ないけれども重要なのが、フィリピン人家庭の子守

りである。Bさんは当初、子守りをするために日本へ呼び寄せられたと話している。栄東地区で夜に働くフィリピン人女性には子ども連れの人も多いため、栄東周辺のアパートの1室に住むフィリピン人女性で中高年となった人が、夕方から深夜にかけて複数の子どもをあずかる事例はよく見られる。フィリピン人向けの雑貨店では、子守りを引き受けるという張り紙を見かける。

さらには、こうした雑業従事者こそエスニックコミュニティを必要とする。フィリピン人の多い栄東地区ではフィリピン人が多く居住する（従って新しく名古屋に来たフィリピン人が部屋を借りやすい）アパートがあり、フィリピン人住民同士で子守りや家事労働の雇用機会がある。そして、フィリピン人移住者センター（FMC）というフィリピン人自助組織を通じて、AさんとBさんは日本人配偶者との結婚手続きに関する情報を入手し、実際に結婚したことでの在留資格を得た。彼女らは、同胞と出会い話し合うという精神的な助けだけでなく、経済的安定にもつながる在留資格の取得という実質的な助けをFMCから得ている。

3.3.3. 社会保障

今回の事例はいずれもやや困難層の人びと言えよう。日本で年金をかけていたと思われるEさん一人で、あとは年金制度そのものに知識がないし期待もない。おそらく、それは彼女のフィリピンでの暮らししぶりともかかわることだろう。ここで紹介した事例の5人は、来日前に看護師をしていたEさんを除き、フィリピンで家事労働や家業手伝いといった小規模かつインフォーマルな雇用に従事しており、おそらく10年間の年金をかけ終っていないだろう。日本でも同様に年金

をかけていない（さらにはAさん、Bさんの場合は日本人配偶者も無年金）ので生活はいっそう不安定である。生活保護がなければ生活が成り立たず、あるいは日本で医療が受けられず生命の危険にさらされる可能性すらある。

来日した当初から中年であった人びとは概して日本語の修得も遅いため、こうした経済的援助の獲得には、エスニックな紐帯と相互扶助が重要だ。事実、Bさんは、夫が病気になったときに上記のFMCに助けを求め、FMCのスタッフとともに役所の福祉事務所を訪れ、生活保護の申請をしたという。フィリピンには生活保護制度がない。そのため、Bさんは日本で誰かに教えられなければ、生活保護という社会保障制度を知ることはなかっただろう。

3.3.4. 子どもの存在

上にも書いたとおり、フィリピンでも日本でも年金制度に不案内なので、老後に頼りとなるのは子どもである。ベトナムと同様、フィリピンでも年老いた親の面倒を見るのは子どもの責任だという価値観が強くあるので（Medina, 2001: 265）、日本にいる親世代も子ども世代もその役割を受入れていかざるをえないだろう。Aさんは自分が働き手となって日本人夫と暮らすのは難しいので、フィリピンから子どもを呼び寄せたいと考えている。彼女にとって、自分が稼ぎ手となる今の暮らしは重いプレッシャーとなっているそうだ。そこで安易に生活保護を受給するのではなく、子どもを来日させて働かせ、自分たちが養ってもらうというのは、Aさんにとって自然な発想なのである。実際には、このような目的で子どもを呼び寄せて長期滞在させるためには、在留資格の取得が困難なのだが、逆に、

子どもの誰かが日本で就労している（収入を家計に合算できる）CさんとDさんは、生活が厳しいながらも見通しが明るい。Eさんの長男は大学3年生だが、あと1年の辛抱で息子が経済的に自立して自分たちを支えてくれるかもしれないEさんは希望を持っている。

3.3.5 先送りされる「帰国」

事例の5人は、フィリピンでも日本でも小規模事業所で雇用されている。こうした事業所では、外国人・日本人を問わず、雇用形態が不安定であることが多く、保険加入や福利厚生の整備も遅れがちだ。このような不安定就労でフィリピンに送金をする生活をしていては、自分の老後の蓄えができないため、労働の主体となる自分自身が高齢化するとともに、生活困難層へと参入してしまう。

「いつかはフィリピンに帰る」と思いつつもいつ帰るかはわからずに結果的に定住・永住する外国人は、フィリピン人に限らずブラジル人などにも多いが、こうした人びとはすでに日本で定住・永住できる在留資格を持っているのだから帰国時期を決めるのは彼ら自身だ。Aさん、Bさんも日本人夫と結婚する前は「いつか帰る」と言って日本で働いていたのだが、結婚してビザがとれると、いつまでも日本にいるという選択肢があるばかりか、日本人配偶者がフィリピンへ一緒に移住することを嫌がったり、配偶者や自分が病気になったりと、かえってフィリピンへ帰ることを阻害する要因も出てきて、結果的に帰国のタイミングが先送りされてしまう。

本稿で聞き取り対象となった高齢者グループLの構成員は女性ばかりだった。その理由は、そもそも在日フィリピン人の8割が女性というジェンダー比率として偏ったエスニシティであり、確率的にみてもフィリピン人の

中高年齢層は女性であることのほうが多いからだろう。女性の多さゆえに、その暮らし向きは、結婚した相手の経済力に従属的となりがちで、また、老後にフィリピンへ帰国するなどの意志決定には、夫や子どもの健康状態、また彼らの移住意志などさまざまな条件を調整しなければならない。これもまた、ジェンダーの偏りが加齢／高齢化後の生活実態に及ぼす影響と言えるだろう。

3.3.6 日系人の存在

今回の調査では、日系フィリピン人の中高年者2人に話を聞くことができた。従来、日本でマジョリティをなすフィリピン人像は、かつてエンターテイナーとして来日し、日本人と結婚して定住するというのが典型例であったが、1990年の入管法改正により日系人が長期滞在できるようになり、フィリピンでも「日系人探し」が行なわれた。フィリピンの場合は、戦後に日本人移民が強制送還されたり、戦後の反日感情が激しかったことから、日系人の身元証明（戸籍）を紛失したり、日系人であることを隠して生活してきた人が多かったのだが、1990年代以降、NGO等の助けを借りて日本での戸籍を探し、長期滞在できるようになった人が増えた⁵⁾。そのため、CさんやDさんのように、来日当初にすでに40代、50代という人も増える。彼らは日本での長期滞在や永住が可能である上、一足早く日本での「高齢化」を体験することから、今後、在日フィリピン人の加齢／高齢化を考えるときには、1990年代以降に来日した日系人を先行事例として調査する必要があるだろう。

4. 結び

本報告では、少ない事例ではあるが、名古

屋に住むフィリピン人高齢者の生活課題を索出することができたと思う。以上の5事例では、バレスカスが予見した3類型（①日本で高齢化、②親世代の呼び寄せ、③日系人）のうち、①と③が見られた。彼らはフィリピン国籍を有しているため、いつでも「フィリピンに帰る」という選択肢はあるものの、日本で定住・永住する権利を与えられているからには日本で老後をむかえることを妨げる外的要素もない。すべては自由なのだ。とはいえた、フィリピン人の場合は、日本人と結婚した女性が多いことから、「帰国」への意志決定をするためには、日本人夫や子どもの意向を調整する必要があるため、「帰国」のタイミングは自己の意志に反して遅れることが十分あるだろう。これが在日フィリピン人の加齢／高齢化に伴う問題の特徴的な部分と言える。

さて、移動と定住の「自由」を持ち、しかし年金はなく困窮する外国人高齢者がこの先増加するとすれば、日本社会はいかなる政策・行政的課題につきあたるだろうか。

第一に、生活保護を必要とする新来外国人の増加だ。日本国内で非正規雇用や不安定就労に従事してきた外国人が老後も帰国せず日本にとどまることを選択すれば、無年金者も多くなり生活保護しか救済の道はない。しかし現在は日本人・外国人を問わず困窮する人びとは増え続け、一方、社会保障コストの削減を理由に、生活保護を受給するための基準が厳しくなっている。日本での生活基盤が脆弱で、より生活困難に陥りやすい定住外国人には、生活保護が最後の命綱なのである。今後は、生活保護の財源を増やすか、新来外国人を対象とした新たな（例えば、10年間の加入で利用できる）老齢年金制度を作るなどの制度的改革が必要だろう。大川は、これを

「国際化、あるいは人口・労働力の流動化を、今後の政策の前提に据えるのであれば、『移住』という概念を、社会保障の制度設計のなかに含み込んでおく必要がある」と表現している（大川、2001：72）。

第二に、老後の困窮を予防するための施策である。外国人が利用しやすい職業訓練プログラムなどが考えられるだろう。事例のEさんは、自己資金10万円を投じてホームヘルパーの資格をとったが、結局、介護の仕事は半年しかしていない。彼女の場合はその時、より良いと思われた転職先があったので介護労働を続けなかったのだが、在日フィリピン人に女性が多いことを考えると、中高年の女性が働く職場として介護労働は重要な位置をしめると思う。先行研究でみた在日コリアンのY3さんも病院の付添婦をしていた（高畠、2002：219–220）、南米出身の日系人女性も介護労働をしている（小幡、2005：138–174）。介護労働は外国人の中高年女性が比較的参入しやすい労働市場なのである。また、介護労働は恒常に人手不足もあり、在日外国人で低収入の人を対象にホームヘルパー2級講座の受講に助成を出すなどの施策が考えられるだろう。もちろん、職業訓練は介護労働に限らず、英語教師養成等も考えられる。

日本では単純労働をする外国人は受け入れないことになっているが、現実には多くの定住外国人がいわゆる3K労働や不安定就労に従事している。彼らが近い将来、日本で老後をむかえ働けなくなる時に向けて、現在ある在日外国人の老後の姿を直視し分析して、長期的な移民受入れとその社会政策を設計する必要があるだろう。今回は少ない事例をもとにした問題発見的報告になった。また、事例の多くは来日当時すでに40代以上なので、日

本で定住したフィリピン人女性の典型例（エンターテイナーとして就労、結婚して定住）の人びとは言えない。典型例の人びとが10～20年後に直面する課題として、ここでの事例を位置づける必要があろう。とはいえる、本稿では、不十分ながらも、これまで先行研究のなかった在日フィリピン人高齢者の問題についてスケッチを描くことができたのではないかと思う。今後は聞き取り事例を増やすのに加え、新来外国人を対象とし、定住外国人の高齢化をテーマにした数量調査が望まれる。

注

- 1) 本稿は、著者が平成19年度名古屋大学大学院国際開発研究科国内客員研究員として従事した研究課題「東海地方における在日フィリピン人社会の動向」の成果の一部である。客員研究員としての招聘の労をとってくださった東村岳史先生、そして、本稿に対し貴重な助言を下さったお2人の査読者の先生に感謝したい。なお、本稿のテーマである在日フィリピン人の加齢および在日外国人の介護労働への参入に関しては、著者が代表者となり平成19-21年度文部科学省科学研究費助成研究（萌芽研究）「在日フィリピン人の介護人材育成—ジェンダーと労働の視点から」として研究を継続中である。従って、本稿は、この科研共同研究に関連し、在日フィリピン人の加齢／高齢化の実態とその課題を索出するための作業として位置づけられる。なお、ここでいう「加齢／高齢化」した人びと、あるいは「中高年」とは、おおむね40代後半以降と考えている。一般には65歳以上を「高齢者」と呼ぶが、当事者の主觀では「若い」の認識が60歳よりも早いことがわかったため、本稿のなかでは40代後半からを加齢／高齢化の世代と考えている。
- 2) 大阪市の在日外国人高齢者給付金（月額10,000円）、平成8年10月から実施（http://munenkin.hip.infoseek.co.jp/events/2002.08.Osaka_city.htm）。
- 3) 聞き取りをした当時（1997年）はまだ病院に「付添婦」という仕事があったのだが、2000年の

介護保険法導入にともない廃止されたので、現在では介護士が担う仕事である。

- 4) その後、2008年2月にAさんに話を聞いたところ、2007年12月にフィリピンから次女を短期滞在ビザ（3ヶ月有効）で呼び寄せることができたという。
- 5) 例えば、NPO法人フィリピンリーガルサポートセンター（www.pnpsc.com）など。

参考文献

- カルロス、マリア・レイナルースほか. 2006.『シンポジウム報告書 在日フィリピン人の介護人材育成：現状と課題』龍谷大学アフリシア平和開発研究センター.
- ハ・ティ・タン・ガ. 2005.「在日ベトナム人高齢者の居場所」NPO法人神戸定住外国人支援センター編『在日マイノリティ高齢者の生活権』新幹社, 101-108 ページ.
- 河本尚枝. 2007.「多文化共生にむかうケアサービス」久場嬉子編『介護・家事労働者の国際移動』日本評論社, 75-98 ページ.
- 厚生労働省. 2007.『平成17年人口動態統計』厚生労働省大臣官房統計情報部.
- 入管協会. 2006.『平成18年版在留外国人統計』入管協会.
- Medina, Belen T.G. 2001. *The Filipino Family Second Edition*, Quezon City: University of the Philippines Press.
- 宮田佳子. 2000.「中国帰国者二世・三世の就労と職業教育」蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社, 175-198.
- 小幡詩子. 2005.「介護現場を支える日系移住労働女性たち」西川潤編『グローバル時代の外国人・少数者の人権』明石書店, 138-174.
- 大川昭博. 2001.「外国籍市民と社会保障・福祉制度」NIRAシティズンシップ研究会編『多文化社会の選択』日本経済評論社, 71-92.
- Posadas, Barbara M. (1999) *The Filipino Americans*, CT: Greenwood Press.
- 庄谷怜子・中山徹. 1997.『高齢在日韓国・朝鮮人』御茶の水書房.
- 鈴木江里子. 2005.「従来の制度のなかで外国人が直面する困難」依光正哲編著『日本の移民政策を考える一人口減少社会の課題』明石書店, 90-115.
- 田中宏. 2007.「日本の社会保障・学校教育と国

- 籍』久場嬉子編『介護・家事労働者の国際移動』日本評論社, 51-74.
- 戸田佳子. 2001. 『日本のベトナム人コミュニティ』暁印書館.
- バレスカス, マリア・ロサリオ・ピケロ. 2004. 「1970年代以降の日本におけるフィリピン人移民」池端雪浦・リディア・N・ユー・ホセ編『近代日本・フィリピン関係史』岩波書店, 583-616.
- 湯浅誠. 2008. 『反貧困—すべり台社会からの脱出』岩波新書.
- 在間秀和. 2007. 「戦後補償裁判としての『在日コリアン無年金訴訟』」『部落解放研究』177号, 50-63.
- 高畠幸. 2002. 「同胞集住地域に住む家族」谷富夫編『民族関係における結合と分離』ミネルヴァ書房, 201-279.
- 高畠幸. 2003. 「国際結婚と家族—在日フィリピン人による出産と子育ての相互扶助」石井由香編『講座・移民問題第5巻移民の居住と生活』明石書店, 255-292.
- 高畠幸. 2006a. 「日比の『出稼ぎ』から見る近代」『at』5: 59-65.
- 高畠幸. 2006b. 「在日フィリピン人と加齢」『Mネット』移住労働者と連帯する会, 91: 12-13.
- 高畠幸. 2007. 「在日フィリピン人の介護人材育成に関する予備的考察」『现代社会学』, 広島国際学院大学现代社会学部, 8: 21-38.